

契約管財局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	消防艇「ゆうなぎ」 修繕(その2)	39:船舶・航空機・鉄道	(株) 南進造船所	4,950,000	令和5年2月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	G25	

随意契約理由書

1 案件名称

消防艇「ゆうなぎ」修繕（その2）

2 契約の相手方

株式会社南進造船所

3 随意契約理由

本船は、船舶火災や水難救助事案などの消防活動において市民の生命、身体及び財産を保護する上で重要な役割を果たしているものである。

現在、上記相手方において消防艇「ゆうなぎ」修繕を実施しており、上架状態にある。

上架・機関陸揚げ工程後の推進装置単体での状態精査を行ったところ、経年により推進装置の回転抵抗の増大変化が判明した。このままの状態では復旧すると主機関に過大な負荷を与え重大な故障や破損の原因となる。また主機関陸揚げ中にのみ整備が行える配管についても不良箇所が発見され、さらに主機・補機冷却用配管について不具合が判明されたものである。

この場合において、継続して上記相手方で不良箇所等の整備を行うことによって、再度の分解組立を行う必要がなく、主機関破損のリスク解消や修繕期間、費用とも最短、最少で行うことができるため、期間の短縮、経費の削減が確保できる。

よって上記相手方を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第6号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）（電話番号 06-4393-6556）